

規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第五十号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第三十四条第四号中「東日本電信電話株式会社」の下に「（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。）」を加える。

第五十三条に次の二項を加える。

2 出納取扱金融機関は、前項の規定による収納済通知書の送付に代えて、収納済
通知情報（収納済通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をいう。次項に
おいて同じ。）を病院長に電気通信回線を使用して送信することができる。

3 出納取扱金融機関は、現金を収納した場合（店舗窓口において、収納した場合
を除く。）において、前項の規定により収納済通知情報を送信するときは、第一
項の領収書の交付を省略することができる。

第一百七条の見出しを「（固定資産の照合）」に改め、同条第一項中「実地につい
て」を削り、同条第二項中「実地照合」を「固定資産の照合」に改める。

第二百二十二条第一項中「病院長」を「課長又は病院長」に改める。

別表第四中

1,000万円 以上	1,000万円 未満
200万円 以上	200万円 未満

を

2,000万円 以上	2,000万円 未満
500万円 以上	500万円 未満

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十四条第四号の改正
規定は、公布の日から施行する。